

地域建設業経営強化融資制度に係る事務取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、浜松市(以下「市」という。)が発注する建設工事を請け負う中小・中堅元請建設業者(原則として資本の額又は出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1500人以下の建設業者とし、第4を除き、以下「受注者」という。)が公共工事に係る工事請負代金債権(以下「工事請負代金債権」という。)の譲渡を活用した融資制度を利用する場合における、浜松市建設工事請負契約約款(以下「工事約款」という。)第5条第1項ただし書きに基づき、債権譲渡承諾事務取扱及び債権譲渡先の転貸融資と併せて金融機関が当該受注者に対して当該工事に係る融資を行う場合に、保証事業会社が公共工事の前払金保証事業に関する法律第19条1号の規定に基づき、金融保証を行う場合における事務取扱に関し必要な事項を定める。

(債権譲渡の対象工事)

第2 債権譲渡の対象となる工事は、以下の工事は除く。

- (1) 履行保証を付した工事のうち、市が役務的保証を必要とする工事
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項(第167条の13で準用する場合を含む)に基づく低入札価格調査の対象となった者と契約した工事
- (3) 市長が債権譲渡の承諾を不相当と認めた工事

(債権譲渡の範囲)

第3 譲渡される工事請負代金債権の額は、当該請負工事が完成した場合には、工事約款第31条第2項の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金から既に支払をした前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

ただし、当該工事請負契約が解除された場合においては、当該工事約款第46条第1項の出来形部分の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から既に支払をした前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する違約金等の市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

なお、変更契約等により請負代金額に増減を生じた場合には、承諾に係る工事請負代金額及び債権譲渡額は変更後の額とする。

(債権譲渡先)

第4 債権譲渡先は、事業協同組合等(事業協同組合(事業協同組合連合会等を含む。))又は特例民法法人である建設業者団体をいう。以下同じ。)又は建設業の実務に関して専門的な知見を有すること、本制度に係る中小・中堅元請建設業者への貸付事業を確実に実施できる財産的基盤及び信用を有すること等の要件を満たす者として一般財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者であって、中小・中堅元請建設業者

への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業を行う者とする。

(債権譲渡を承諾する時点)

第5 当該工事の出来形が2分の1以上に到達したと認められる日以降とする。

なお、承諾に当たっての当該出来形の確認については、受注者が作成し、債権譲渡先が証明した月別の工事進捗率等を記した工事履行報告書(様式第1号)の受領をもって足りることとする。

(債権譲渡の承諾の申請書類)

第6 債権譲渡の承諾申請に際しては、受注者と債権譲渡先が共同して次の申請書類を提出するものとする。

なお、書類の提出は発注者に持参するものとし、郵送による提出は認めない。

債権譲渡承諾依頼書(様式第2号) 1通

受注者と債権譲渡先の締結済の債権譲渡契約証書(参考様式)の写 1通

工事履行報告書(様式第1号) 1通

保証委託契約約款等において工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合には、当該譲渡に関する保証人の承諾書 1通

発行日から3か月以内の受注者及び債権譲渡先の印鑑証明書 各1通

振興基金が発行する債務保証承諾書の写 1通

(債権譲渡の承諾基準)

第7 債権譲渡は、次の全てが確認された場合に承諾するものとする。

(1) 債権譲渡承諾依頼書(様式第2号)が提出されていること。

様式第2号を使用し、定められた必要事項の全てが記載されていること。

受注者の所在地、商号又は名称、代表者職氏名及び実印が、工事請負契約書及び印鑑証明書と一致していること。

債権譲渡先の所在地、名称、代表者及び実印が、印鑑証明書及び振興基金が発行する債務保証承諾書の写に記載されている被保証者名と一致していること。

契約締結日、工事名、工事箇所、工期に誤りがなく、かつ、第2に定める対象工事であること。

工事請負代金額、支払済の前払金額、中間前払金額及び部分払金額に誤りがなく、債権譲渡額(申請時時点)が、工事請負契約に基づき受注者が請求できる工事請負代金債権と一致していること。

(2) 締結済の債権譲渡契約証書(参考様式)の写が提出されていること。

受注者及び債権譲渡先の所在地、商号又は名称、代表者職氏名及び実印が債権譲渡承諾依頼書のものとは一致していること。

(3) 工事履行報告書(様式第1号)が提出されていること。

実施工程の進捗率が、2分の1以上であることを確認すること。

受注者が作成し、債権譲渡先の出来形確認がされていること。

受注者及び債権譲渡先の所在地、商号又は名称、代表者職氏名及び実印が、債権譲渡承諾依頼書（様式第2号）のものと同じしていること。

- (4) 印鑑証明書が提出されていること。発行日から3カ月以内のものであり、原本が提出されていること。
- (5) 契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で、保険又は保証約款等により承諾が義務付けられている場合は、必要な承諾を受けている旨を証するものが提出されていること。

承諾書の写しは、申請内容と相違がなく、適正な相手方が発行したものであることが確認できること。

市に提出済の保険又は保証証券等及び約款等と前項の相手方及び承諾書の記載内容が一致していること。

- (6) 振興基金が債権譲渡先に対して発行した保証事業についての債務保証承諾書の写が提出されていること。
- (7) 当該請負契約が解除されていないこと又は工事約款第43条第1項各号に該当する恐れがないこと。
- (8) 受注者及び債権譲渡先が当該工事請負代金債権者であること。

（債権譲渡の承諾手続）

第8 債権譲渡の承諾は、第6に基づく適正な債権譲渡承諾依頼書等の提出を受けた後、第7の事項を確認したうえで、速やかに債権譲渡の承諾のための手続を行うこと。この場合における添付書類は、第6に規定する申請書類等及び債権譲渡承諾チェックリスト（様式第4号）を添付すること。

承諾後、承諾書の確定日付印欄に確定日付を、承諾番号欄に年度ごとに始まる一連番号を記載した後、債権譲渡承諾書（様式第3号）を受注者及び債権譲渡先にそれぞれ1通を交付することにより行うものとする。

- 2 前項の交付は、債権譲渡承諾依頼書等の提出を受けた後、7日以内（浜松市の休日を定める条例（平成元年浜松市条例第76号）第2条に定める取扱いとする。）に遅滞なく行うものとする。
- 3 債権譲渡整理簿（様式第5号）により債権譲渡の申請及び承諾状況を管理するものとする。
- 4 債権譲渡の承諾後、速やかに債権譲渡承諾依頼書（様式第2号）の写及び債権譲渡承諾書（様式第3号）の写を出納機関あて送付するものとする。

（債権譲渡の不承諾）

第9 第6に定める適正な債権譲渡承諾依頼書等の提出がない場合又は第7に基づく必要な確認ができない場合には、債権譲渡の承諾を行わない。

- 2 前項の場合には、速やかに、受注者及び債権譲渡先に承諾しない理由を付した債権譲

渡不承諾通知書（様式第6号）を交付するものとする。

（出来形の確認）

第10 保証事業における債権譲渡契約の締結や融資審査手続等において出来形確認が必要な場合は、事業協同組合等が当該出来形確認を行うものとする。

2 前項による出来形確認を行うに当たり現場確認の必要がある場合には、債権譲渡先は、工事出来形査定協力依頼書（様式第7号）を提出するものとする。

3 前項の工事出来形査定協力依頼書（様式第7号）の提出があった場合は、工程に支障のない範囲内で工事現場への立入りを承認するものとする。

（融資実行の報告書の要求）

第11 債権譲渡の承諾後、受注者及び事業協同組合等は、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて融資実行報告書（様式第8号）を提出するものとする。

（請負代金等の請求）

第12 債権譲渡先は、請負契約に定められた検査等の所定の手続きを経て、部分払金及び請負代金（以下「請負代金等」という。）の額が確定した場合に限り、譲り受けた工事請負代金債権の範囲内で、支払を請求することができるものとする。

なお債権譲渡承諾後は、受注者は請負代金等の請求をすることができない。

2 債権譲渡先が、請負契約に基づき確定した請負代金等の支払を請求するときは、以下の書類を発注者に提出するものとする。

請求書（参考様式） 1通

債権譲渡承諾書（様式第3号）の写 1通

（請求書類の確認事項）

第13 提出された請求書（参考様式）と当該請求書に添付された債権譲渡承諾書（様式第3号）の写により請求者の請求権及び債権金額等を債権譲渡承諾チェックリスト（様式第4号）を使用して確認のうえ、所定の手続きを経て工事代金を支払うものとする。

（様式類の整備）

第14 保証事業を実施するに当たって必要な事業協同組合等における取扱いや契約書その他の様式類等で本要領に定めのないもの（金銭消費貸借契約書、支払状況・支払計画書、保証事業会社の受益の意思表示書、債務保証委託書、債務保証協議書、債務保証承諾書等（以下「様式類」という。）は、保証事業の監督官庁や振興基金が定め、又は当該債権譲渡先が、当該債権譲渡先の監督官庁、保証事業の監督官庁あるいは、振興基金と協議のうえ、必要な手続を経て定めるものとする。

（不正時の対応）

第15 保証事業の監督官庁、債権譲渡先の監督官庁、振興基金、又は捜査機関等が、受注者又は債権譲渡先が保証事業に関し不正を行ったと認めるときは、市は、当該不正を行った受注者又は債権譲渡先を本要領の債権譲渡承諾の対象から除外するものとする。

2 受注者又は債権譲渡先が提出した書面等が明らかに偽造・改ざん等がなされた不正なものであったときは、市は、保証事業の監督官庁、債権譲渡先の監督官庁及び振興基金にその事実を通報するものとする。

(その他事項)

第 16 本制度は、健全な受注者が積極的に活用すべきものであるので、債権譲渡を申請したことをもって、受注者の経営状況が不安定であるとみなし、また、入札契約手続等で不利益な扱いをすることのないよう十分留意するものとする。

2 本制度に係る債権譲渡によって、受注者の工事完成引渡債務が一切軽減されるものではない。

3 本制度に係る融資及び「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について」(平成 14 年 3 月 18 日付け建業第 481 号)に基づく融資は、いずれかを選択して利用できるものとする。

(定めのない事項の処理)

第 17 この事務取扱要領に定めのない事項については、必要に応じて市長が定めるものとする。

(附則)

この事務取扱要領は、平成 21 年 12 月 15 日から施行することとし、平成 23 年 3 月末日までの間に限り効力を有するものとする。

(附則)

この事務取扱要領は、平成 24 年 3 月末日までの間に限り効力を有するものとする。

(附則)

この事務取扱要領は、平成 25 年 3 月末日までの間に限り効力を有するものとする。

(附則)

この事務取扱要領は、平成 26 年 3 月末日までの間に限り効力を有するものとする。

(附則)

この事務取扱要領は、平成 27 年 3 月末日までの間に限り効力を有するものとする。

(附則)

この事務取扱要領は、平成 28 年 3 月末日までの間に限り効力を有するものとする。

(附則)

この事務取扱要領は、平成 33 年 3 月末日までの間に限り効力を有するものとする。

< 参考様式 >

債権譲渡契約証書

株式会社（以下、甲という）と 建設業協同組合（以下、乙という）と
は、以下のとおり、債権譲渡契約を締結した。

第1条（債権譲渡）

甲と （以下、丙という）との間で平成 年 月 日に締結した工事請負
契約（以下、単に本件工事請負契約という）に基づき、甲が丙に対して、現在有し及び将
来確定し取得することあるべき以下の工事請負代金債権（以下、譲渡債権という）を、平
成 年 月 日、丙の承諾を得ることを停止条件として、甲は乙に譲渡し、乙はこ
れを譲り受けた。

- (1) 工事名称
- (2) 工事場所
- (3) 契約日 平成 年 月 日
- (4) 工期 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
- (5) 請負代金額 金 円
- (6) 既受領金額 金 円
- (7) 債権譲渡額 ((5) - (6)) 金 円(平成 年 月 日現在見込額)

ただし、債権譲渡額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約約
款第 31 条第 2 項の検査に合格し引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から前
払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する丙の請求権に基づく金
額を控除した額とする。また、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事
請負契約約款第 46 条第 1 項の出来形部分の検査に合格し引渡しを受けた出来形部分に相
応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生す
る違約金等の丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 前項(5)及び(7)の金額は、契約変更等により請負代金額に増減が生じた場合には、
増減後の金額による。請負代金額に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約
変更後の契約書の写しを提出するものとする。

3 前項のほか、本件工事請負契約に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契
約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

第2条（債権の移転の条件）

甲及び乙は、本債権譲渡につき、確定日付ある証書による丙の承諾を書面で得るものとする。

第3条（契約の効力の発生）

この契約は前条に規定する丙の承諾を得た時から効力を生じる。

第4条（担保責任）

甲は、譲渡債権について、丙が債権譲渡を承諾するにあたって異議を留めた事項以外には、相殺の抗弁、第三者からの差押等、乙の債権の行使を妨げる事由のないことを保証する。

第5条（禁止事項）

甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為をしてはならない。

2 甲は、第9条第3項の残額の引渡しを受ける債権その他この契約によって生ずる第7条の残余金の支払いを受ける債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他乙から甲への支払及び保証事業会社から甲への引渡しを妨げる行為をしてはならない。

第6条（被担保債権）

債権譲渡は、将来甲乙間で締結する金銭消費貸借契約（本件工事請負契約を履行するための運転資金確保のために行うもの）に基づいて乙が甲に対して取得する債権（以下、乙の貸金債権という）を担保するため、並びに「公共工事の前払金保証事業に関する法律」に基づき国土交通大臣の登録を受けて前払金保証事業を営む会社（以下、保証事業会社という）が甲より委託を受け締結する公共工事金融保証契約（以下、金融保証契約という）に基づいて保証事業会社が甲に対して有する求償債権（以下、保証事業会社の債権という）を担保するためになされるものであって、その他の債権を担保するものではない。

第7条（被担保債権の優劣）

被担保債権の中に乙の貸金債権と保証事業会社の債権とがあるときには乙の貸金債権が優先し、保証事業会社は、乙の貸金債権の弁済に充当した残額（以下、残余金という）について、乙より支払を受けることができる。

第8条（譲渡債権の請求）

譲渡債権の請求及び受領は乙がこれを行い、保証事業会社は丙に対して直接支払を求めることができない。

2 残余金の請求及び受領は、原則として、保証事業会社がこれを行い、甲は乙に対して直接支払を求めることができない。

第9条（弁済の充当等）

乙が前条第1項により受領した金銭について、乙の貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社への支払は、以下のとおり行う。

2 甲が、丙との本件工事請負契約を完全に履行し、乙が丙から譲渡債権全額を受領した場合は、乙は、残余金を直ちに保証事業会社に支払う。

3 保証事業会社は、残余金から、保証事業会社の債権への弁済の充当を行った後、なお残額があるときは、甲にその残額を引渡すものとする。甲の要請を受け金融保証契約にかかる借入金（利息及び損害金を含む）をその弁済期到来の以前において金融機関に償還した後、なお残額があるときも同様とする。

4 甲が、金融保証契約に係る借入金（利息及び損害金を含む）を金融機関に全部弁済し、保証事業会社の債権が現に生じないことが確定した場合は、前条第2項にかかわらず、甲、乙及び保証事業会社で協議のうえ、乙は残余金を甲に支払うことができる。

5 第2項から第4項までに規定する弁済の充当等に要する費用は甲の負担とする。

6 乙は、甲に以下の事由が生じた場合は、丙から受領した金銭については、直ちに貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社への支払を行う。この場合、保証事業会社に支払をするときは、乙は甲に対して事前に通知するものとする。

(1)破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがなされた場合

(2)手形交換所の取引停止処分を受けた場合

(3)本件工事請負契約が解除された場合

(4)その他甲が所在不明等により一般的に債務の弁済ができなくなった場合

7 弁済期が到来していない債権があるとき、乙の貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社への支払を行う限度において、甲は期限の利益を失う。

8 乙の貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社へ支払をしたときは、乙は甲に通知する。

第10条（協力義務）

乙が、譲渡債権の保全若しくは行使又は保証事業会社への支払等につき、甲の協力を必要とする場合は、甲は直ちに乙に協力するものとする。なお、この場合必要となる費用については甲の負担とする。

第11条（受益の意思表示）

保証事業会社は、乙に対して、本契約の各条項を承認したうえで、平成 年 月 日までに、甲と連署した書面により、保証事業会社の債権を被担保債権とする第6条の担保権の権利の利益を享受する旨の意思表示をすることができる。

2 保証事業会社が前項の意思表示を行った場合、甲及び乙は、その権利を損なう行為をすることができない。

第12条（説明請求）

保証事業会社は、乙に対して、譲渡債権及び被担保債権の概要の説明を求めることができる。

第13条（合意解約の禁止）

甲と乙とは、保証事業会社が第11条に定める受益の意思表示をした後は、その同意がなければ本契約を解約することができない。

第14条（合意管轄）

本契約に関して争いを生じたときには、乙又は保証事業会社の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

この契約を証するため本証書二通を作成し、各自その内容を確認し署名捺印のうえ、各々一通を所持する。

平成 年 月 日

債権譲渡人（甲） ~ 住所 ~
株式会社
代表取締役 （実印）

債権譲受人（乙） ~ 住所 ~
建設業協同組合
代表理事 （実印）